

沖

縄

県

の

財

政

2

0

1

1

平成23年 7月



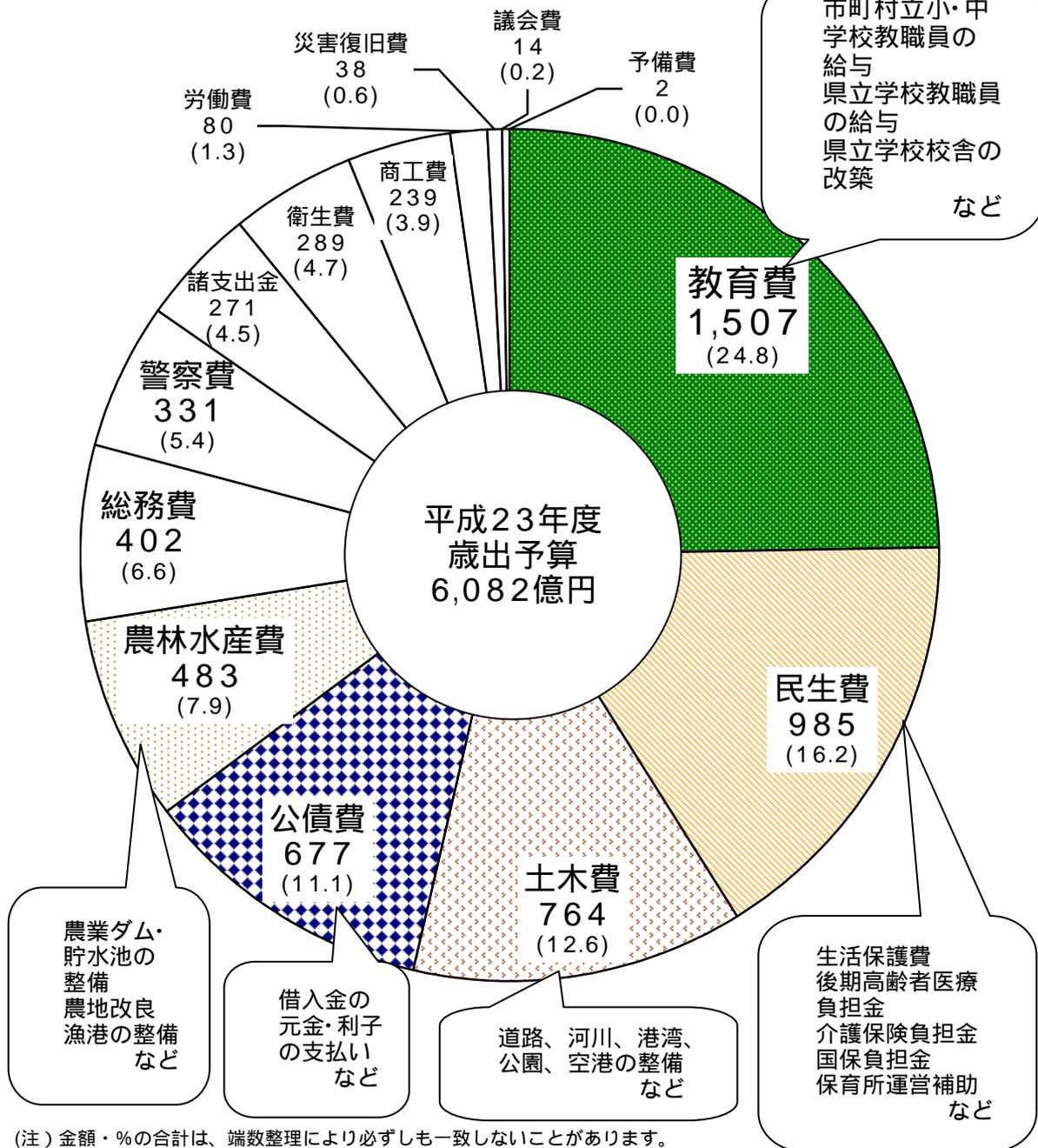
目次

	ページ
1 歳出の状況（目的別）	1
2 歳出の状況（性質別）	2
3 歳入の状況	3
4 沖縄家の家計簿（平成23年度）	4
5 一般会計の歳入・歳出の推移	5
6 これまでの行財政改革の取組	6
7 今後の財政収支の見通し	7
8 沖縄家の10年後（お母さんの心配...）	8
9 新沖縄県行財政改革プラン	9

1 歳出の状況

県のお金は何に使われているの？

(単位：億円、%)

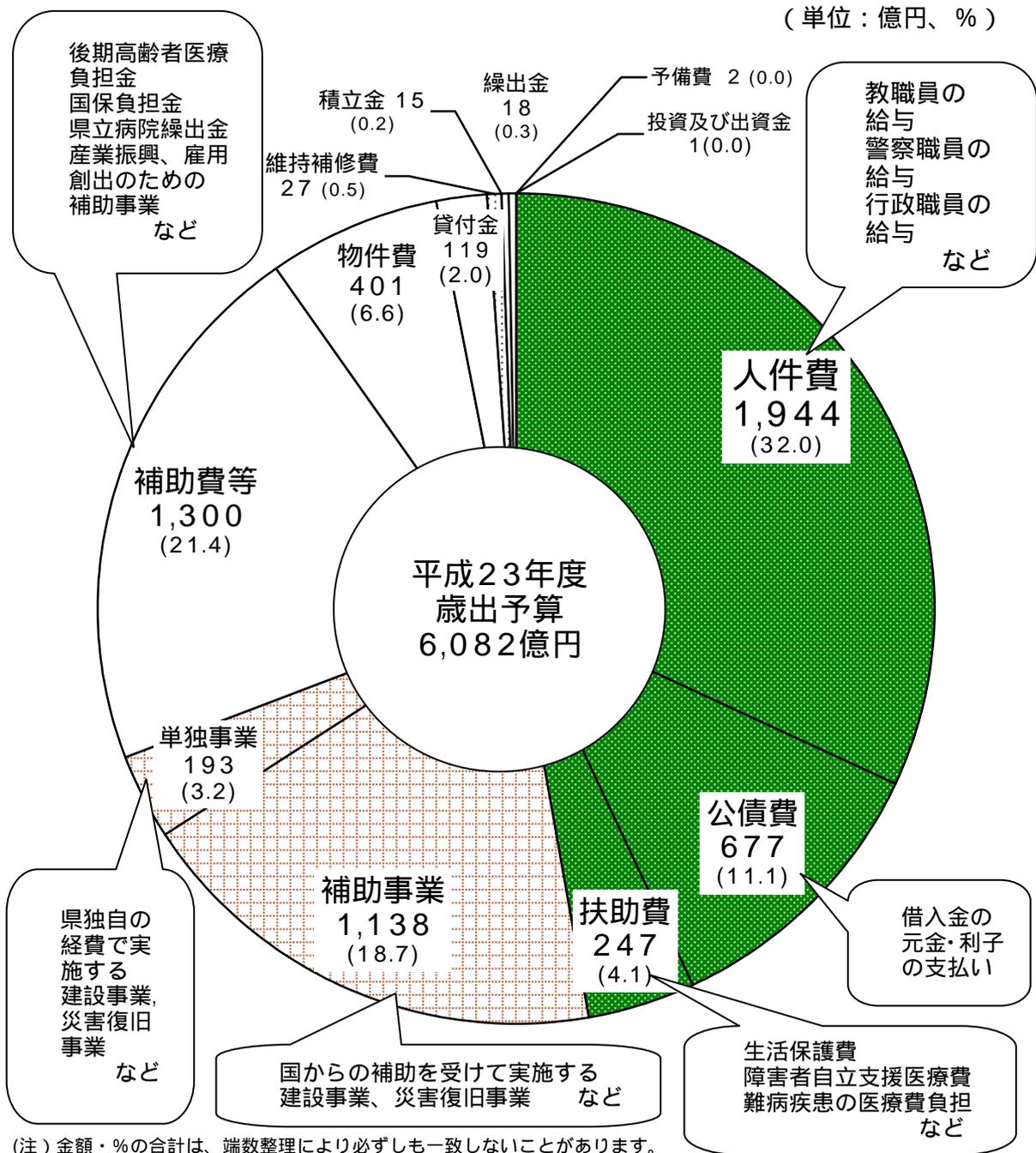


平成23年度一般会計予算における歳出6,082億円のうち、最も額が大きいのは教育費()1,507億円で、全体の24.8%を占めています。

以下、民生費()985億円で16.2%、土木費()764億円で12.6%、公債費()677億円で11.1%、などとなっています。

2 歳出の状況（性質別）

使いみちを経済的な性質からみると...



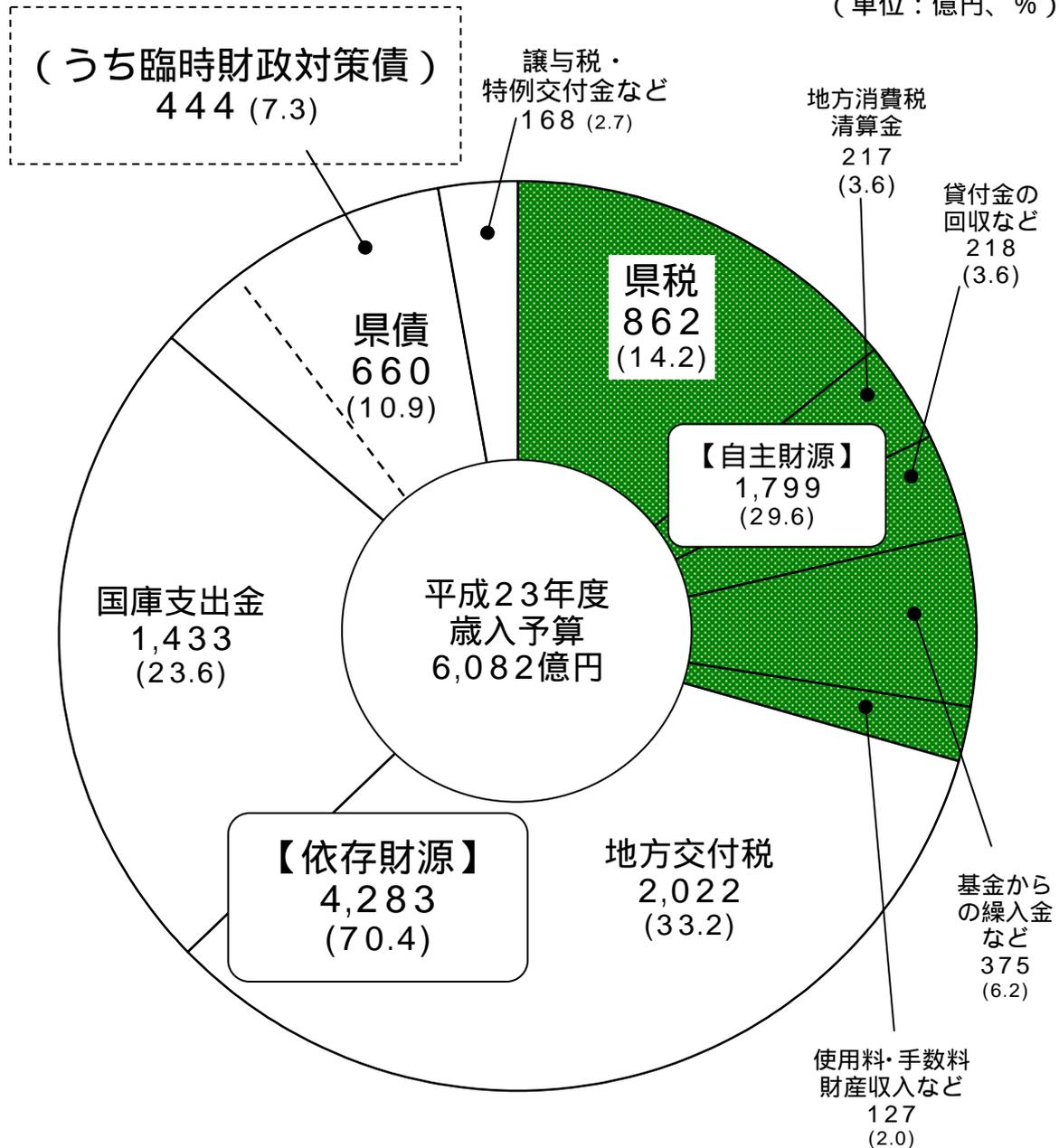
歳出を性質別にみると、義務的経費（）で2,868億円と、全体の47.2%を占めています。

投資的経費（）は1,331億円と21.9%、その他の経費（）は1,883億円と31.0%となっています。

3 歳入の状況

どんなお金が入ってくるの？

(単位：億円、%)



(注) 金額・%の合計は、端数整理により必ずしも一致しないことがあります。

県税などの自主財源 () は 1,799億円 で 29.6% しかなく、全体の 70.4% を地方交付税などの依存財源 () で占めています。

また、国全体で地方交付税の財源が足りず、財源不足の穴埋めに県が借金をしています (臨時財政対策債)。ただし、その元金・利子は、来年度以降の交付税で全額補てんされることになっています。

4 沖縄家の家計簿（平成23年度）



本県財政を家計にたとえると？

予算額1,000億円 = 家計100万円

収入		支出	
	給与収入		義務費
給料 (県税、財産収入 使用料・手数料など)	月額 118,600 円	食費 (人件費)	月額 162,000 円
ボーナス (地方交付税、 譲与税など)	1回当たり 1,095,400 円 (年2回)	借金の返済 (公債費)	月額 56,400 円
親からの仕送り (国庫支出金)	月当たり 119,400 円	医療・介護保険料 (扶助費)	月額 20,600 円
貯金取崩し (繰入金)	月当たり 31,300 円	教育費・子ども へ仕送り (補助、繰出金など)	月当たり 110,000 円
銀行借入れ (県債) ・うちボーナス 不足分(臨時財政対策債)	年当たり 659,900 円 (444,000) 円	光熱水費・通信費 (物件費)	月額 33,400 円
		家・車・電化製 品の買替、修理 (投資的経費、維持補修費)	年当たり 1,358,000 円
		模合金、貯金など (積立、貸付金など)	月当たり 11,300 円
年額	6,082,000 円	年額	6,082,000 円

(月額 ボーナス分含む 506,800 円)

(月額 ボーナス分含む 506,800 円)

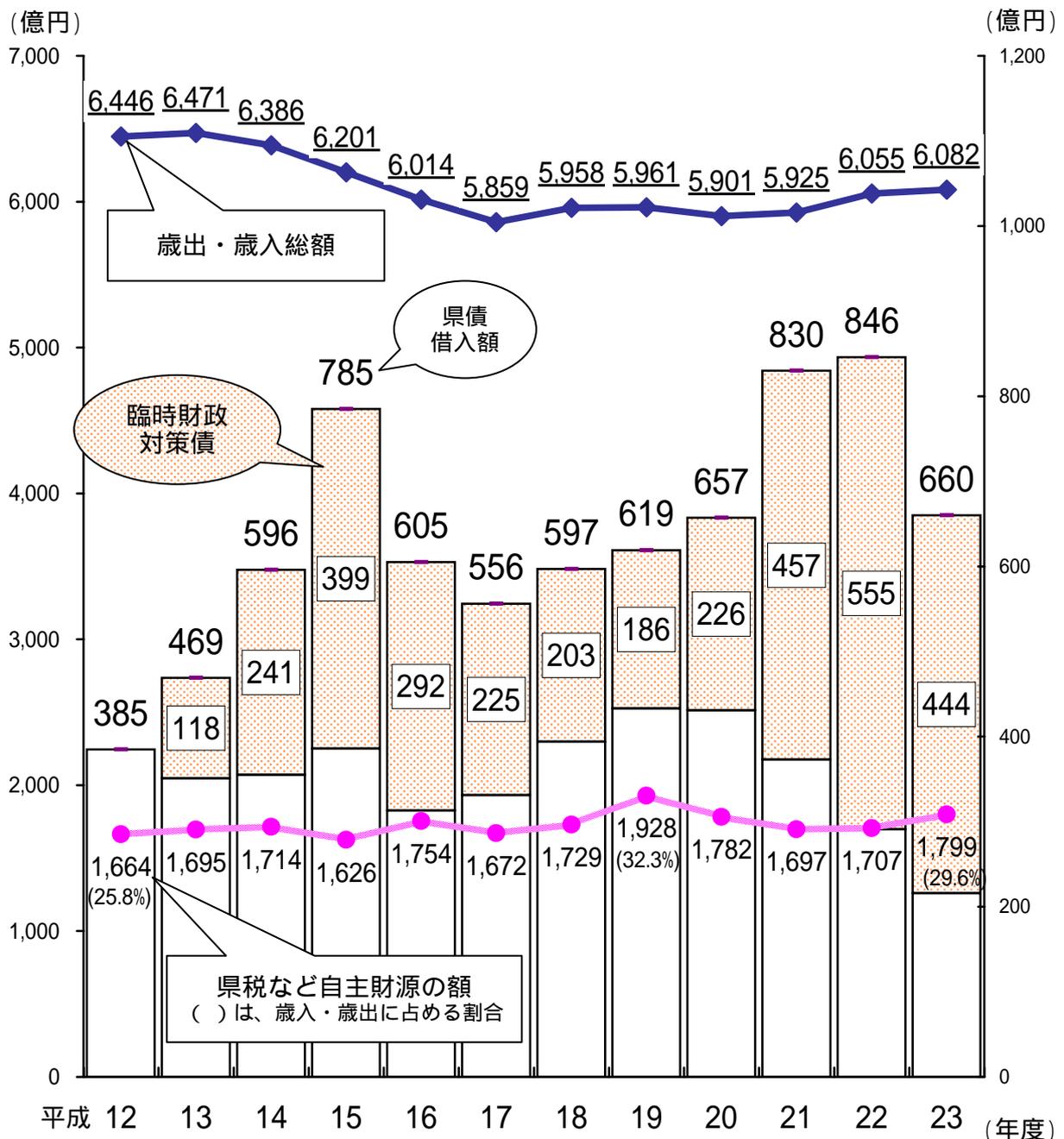
平成23年度末 貯金と借金の残高

貯金(主要3基金)	415,800 円	借金(県債)	6,896,000 円
-----------	-----------	--------	-------------



5 一般会計の歳出・歳入の推移

これまではどうだったの？（当初予算額の推移）

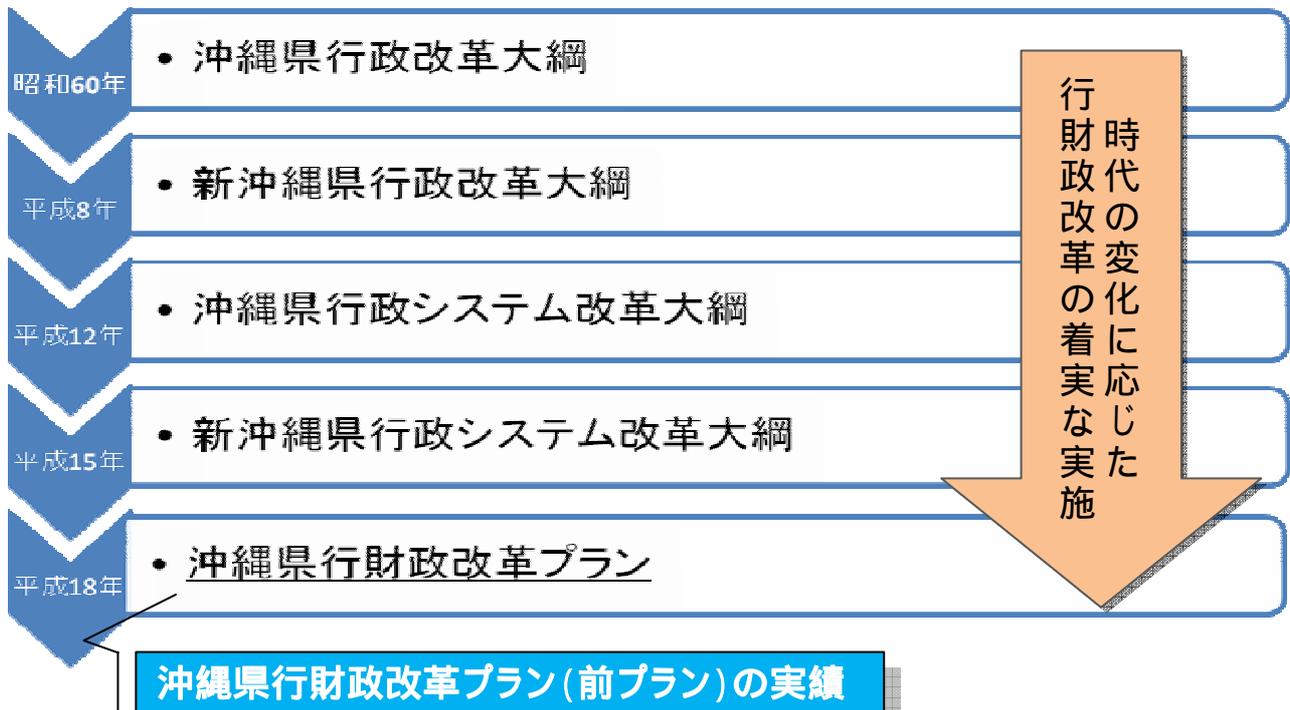


歳出・歳入総額は、17年度以降横ばい傾向でしたが、近年はやや上昇しています。

所得税から住民税への税源移譲などに伴い、19年度に自主財源の割合は32.3%となりましたが、近年は景気低迷などの影響もあり、30%に満たない状況です。

原則として、県債の発行は建設事業の財源とする場合に限られますが（ ）、地方交付税の不足を埋めるため、平成13年度から臨時財政対策債（ ）を発行しています。平成23年度は444億円で、引き続き高水準となっています。

6 これまでの行財政改革の取組



事務事業の見直し 44事業の廃止、299事業の休止・縮小・統合など
公の施設の管理のあり方見直し 32施設に指定管理者制度を導入
出先機関の見直し 9機関の廃止、宮古・八重山支庁の再編など
定員管理の適正化 1,155人の純減
県単補助金の見直し 77件の廃止や230件の縮小を行う
公社等外郭団体の統廃合・整理縮小等 3法人の廃止、3法人の事務局統合など
県税収入の確保 個人県民税の徴収対策、コンビニ収納の導入など

前プランの実績：当初の目標額318億円を上回る452億円

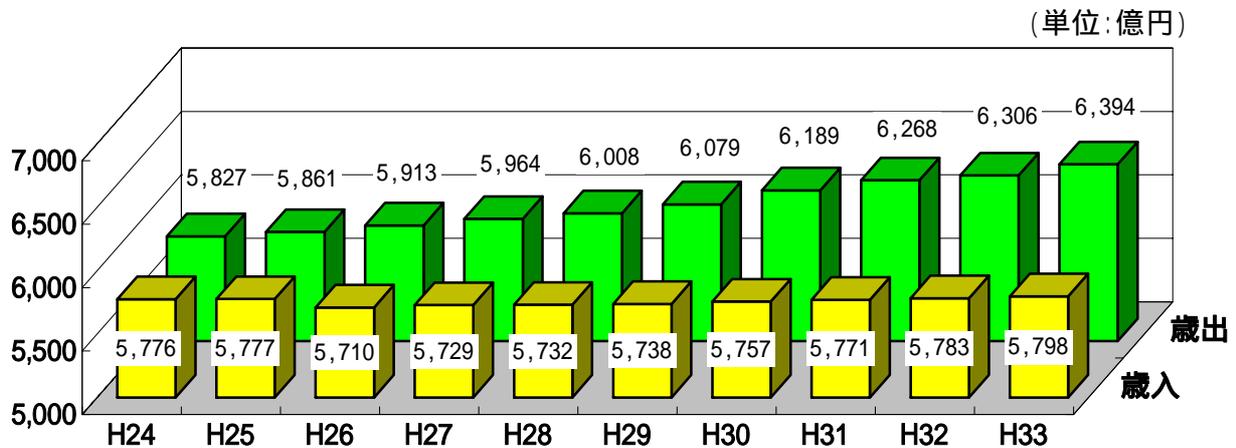
しかしながら
今後も厳しい財政状況
が続く見込み
今後の財政収支を見てみる
と・・・

(P 7)

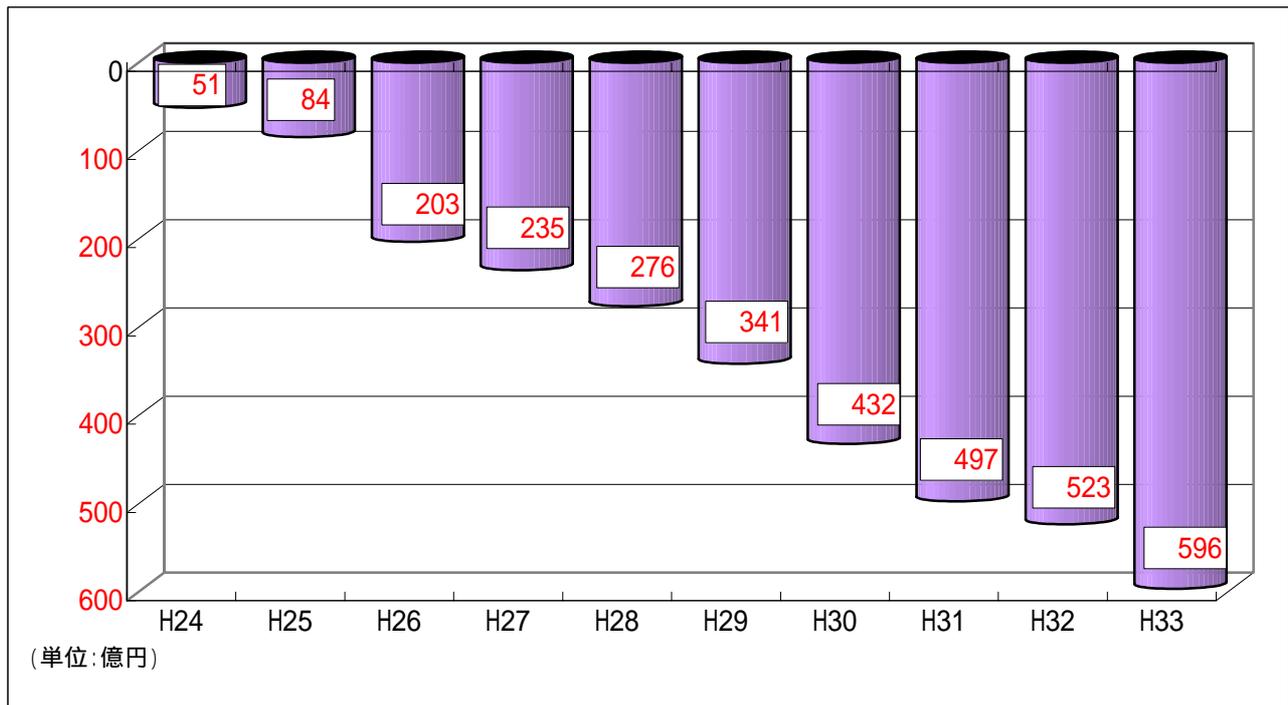


7 今後の財政収支の見通し

平成23年度当初予算をベースに、今後10年間の財政収支を試算。



【 歳入 】 - 【 歳出 】 = 【 収支不足 】



地方交付税などの一般財源の大幅な増加は期待できない反面、社会保障関係費や公債費などの義務的な経費は増加が見込まれます。

このため、今後も継続的に収支不足（単年度の財源不足）が生じ、平成33年度にはその額が **596億円**に達することが見込まれます。

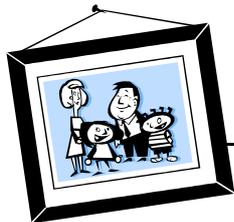
詳細は、「今後の財政収支の見通し（平成23年3月・沖縄県）」をご覧ください。

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=21>

長期推計 沖縄県



8 沖縄家の10年後 (お母さんの心配...)



平成33年度 沖縄家の家計簿

予算額1,000億円 = 家計100万円

収入		支出	
横ばい		微減	
給料 (県税、財産収入 使用料・手数料など)	月額 129,300 円	食費 (人件費)	月額 157,100 円
ボーナス (地方交付税、 譲与税など)	1回当たり 1,027,300 円 (年2回)	借金の返済 (公債費)	月額 66,300 円
親からの仕送り (国庫支出金)	月当たり 127,500 円	医療・介護保険料 (扶助費)	月額 31,800 円
貯金取崩し (繰入金)	月当たり 200 円	教育費・子ども へ仕送り (補助、繰出金など)	月当たり 133,800 円
銀行借入れ (県債)	年当たり 660,200 円	光熱水費・通信費 (物件費)	月額 26,700 円
年額 減少	5,798,000 円	家・車・電化製 品の買替、修理 (投資的経費、維持補修費)	年当たり 1,281,800 円
(月額 ボーナス分含む)	483,200 円	模合金、貯金など (積立、貸付金など)	月当たり 10,300 円
年額 増加	5,96,000 円	年額 増加	6,394,000 円
		(月額 ボーナス分含む)	532,800 円

どうするべき〜?



年額 **596,000 円**

収支不足

平成33年度末 貯金と借金の残高

貯金 (主要3基金)	0 円	借金 (県債) 増加	8,068,000 円
------------	-----	-------------------	-------------

そうならないために... (P.9)

9 新沖縄県行財政改革プラン

分権型社会の進展や本県の厳しい財政状況及び間近に迫る振興計画の終了等、本県にとって大きな変革期であっても、県民に対する行政サービスの維持・向上に努めていくことが行政に課せられた責務……。

基本理念

平成22年3月策定

県民とともに将来への責任を果たす行政体制の整備と財政基盤の確立

基本方針

簡素で効率的な行政運営システムの構築

基本方針

地方分権型社会に向けた協働体制の構築

基本方針

持続力ある財政基盤の確立

具体的な方策

県民視点による行政運営の充実
 効率的な行政体制の構築
 職員の意識改革及び人材の育成
 給与等の適正化
 電子自治体の推進

県と市町村の適切な役割分担
 多様な主体との協働・連携及び民間活用の推進
 公社等外郭団体の見直し

歳入の確保
 歳出の見直し
 公会計改革
 県債発行の抑制及び適正な基金残高の確保
 公営企業の経営健全化及び一般会計繰入金の適正化

視点

役割分担の明確化と協働・連携

効率的かつ効果的な行政資源の最適配分

県民一体となった行財政運営

実施期間：平成22年度から平成25年
 (前期：H22～23年 後期：H24～25年)

見込まれる主な財政効果

目標額：約155億円

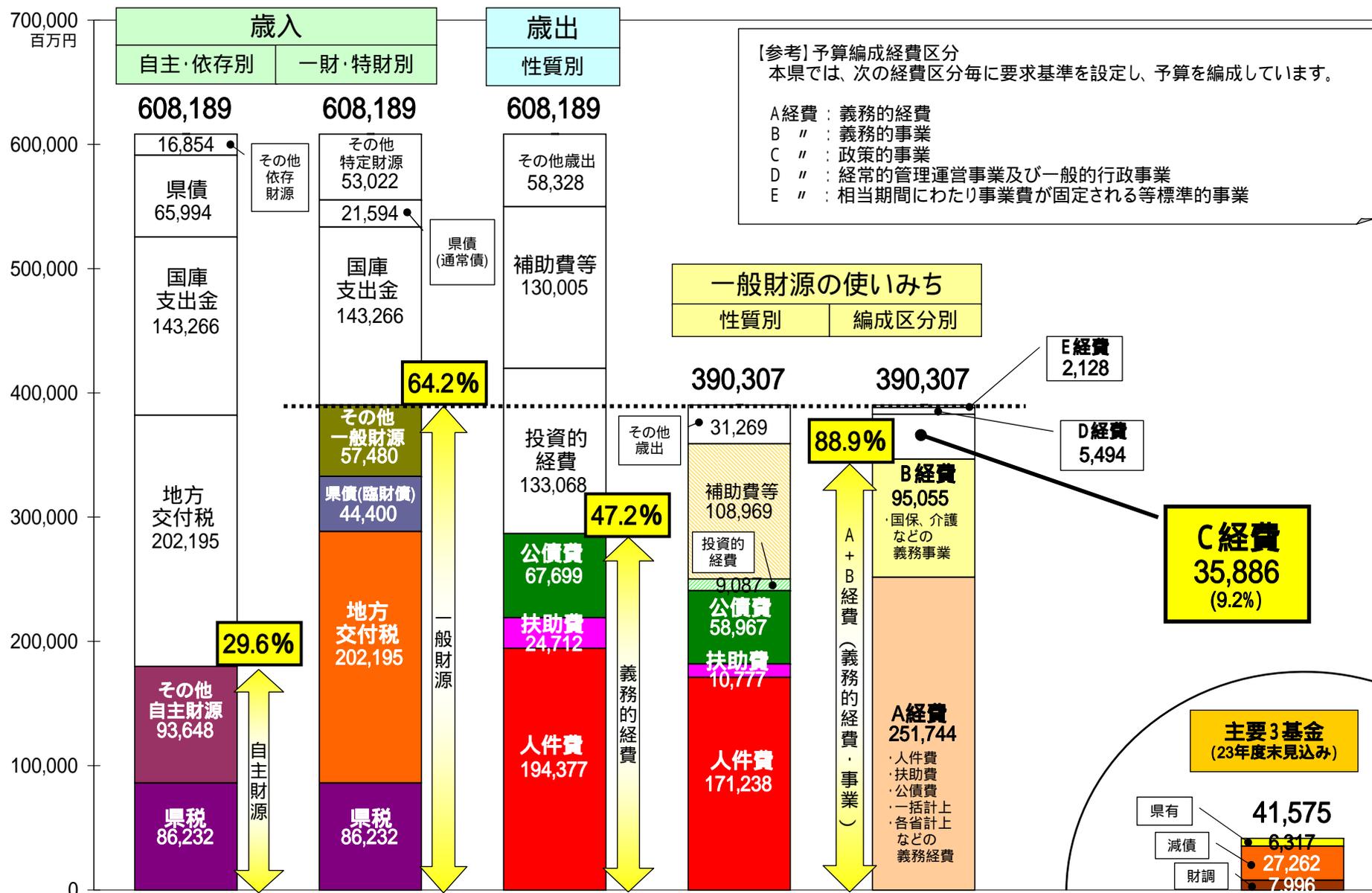
【歳入関係】：約37億円

・県税収入の確保 / ・使用料及び手数料の見直し / ・未利用財産の売却促進等

【歳出関係】：約118億円

・事務事業の見直し / ・定員管理の適正化 / ・県単補助金の見直し等

(付録) 平成23年度予算規模・一般財源・主要3基金残高



主な財服用語の解説

自主財源：県が自主的に徴収することができる財源のことで、
県税、使用料及び手数料などがこれに当たります。



依存財源：国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりした財源のことで、地方交付税、国庫支出金、県債などがこれに当たります。

一般財源：使いみちが特定されず、どのような経費にも使用できる財源のことで、県税、地方譲与税、地方交付税などがこれに当たります。



特定財源：使いみちが特定された財源のことで、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などがこれに当たります。

地方交付税：すべての地方公共団体が、一定水準の行政サービスを提供できるよう、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。

国庫支出金：地方公共団体が提供する特定の行政サービスに対し、国から、負担金、補助金、交付金などの名称で交付される財源をいいます。

県債：一会計年度を超えて借り入れる長期借入金のことです。
なお、その返済金のことを公債費といいます。

地方譲与税：国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税のことで、課税の便宜その他の事情から、徴収の事務を国が代行しています。

沖縄県の財政に関するお問い合わせやご意見は
沖縄県総務部財政課まで

TEL : 098-866-2095

E-mail : aa006009@pref.okinawa.lg.jp

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=21>

沖縄県の行財政改革に関するお問い合わせやご意見は
沖縄県総務部行政改革推進課まで

TEL : 098-866-2155

E-mail : aa003010@pref.okinawa.lg.jp

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=18>